

■ 領収書等または明細書のチェック表（該当する回答の口欄をチェックしてください）

NO	チェック項目	回答欄
(1)	「教育資金支払領収書等の提出明細一覧」または「少額教育資金支出支払明細書」（以下、「明細書」といいます。）の記載内容にお間違いはないですか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2)	「領収書等」または「明細書」は、全てご本人の「教育資金」※1として「学校等」または「学校等以外の者」※2に直接支払ったご資金ですか。 ※1. 租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める教育資金 ※2. 租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める学校等または学校等以外の者	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(3)	「領収書等」のうち領収書について	
	①領収書には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）、住所（所在地）、摘要※が記載されていますか。 ※資金使途（例「〇〇代として」）が記載されていることが必要です。また、学校等以外の支払いのうち塾や習い事で必要な費用に対する領収書は、資金使途に加えて内訳（例「〇月分（〇回または〇時間）」）も記載されていることが必要です。学校等への支払いの場合、住所は省略可能です。	<input checked="" type="checkbox"/> はい(該当なし) <input type="checkbox"/> いいえ
	②領収書は原本をご提出いただいていますか。また、請求書は混入していませんか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい(該当なし) <input type="checkbox"/> いいえ
(4)	「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証する書類」※または「明細書」について ※「支払の事実を証する書類」は、文部科学省のQ&A（Q5-3）に例示があります。 要件が不足する場合は、振込依頼文書等をあわせて添付することで、要件を充足することが必要です。	
	①「支払の事実を証する書類」または「明細書」には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要※が記載されていますか。 ※資金使途（例「〇〇代として」）が記入されていることが必要です。また、学校等以外のお支払いのうち塾や習い事で必要な費用に対する領収書は、資金使途に加えて内訳（例「〇月分（〇回または〇時間）」）も記載されていることが必要です。学校等への支払いの場合、住所は省略可能です。	<input checked="" type="checkbox"/> はい(該当なし) <input type="checkbox"/> いいえ
	②ご提出いただいた「支払の事実を証する書類」または「明細書」のなかに、同一の支払いに関する重複はありませんか（過去提出分を含む）。	<input checked="" type="checkbox"/> はい(該当なし) <input type="checkbox"/> いいえ
(5)	学校等以外の支払いのうち学校等で必要な費用に対する「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」※をご提出いただいていますか。 ※年度や学期の始めに配付されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じて購入や支払いを保護者に依頼する書面です。 なお、書面には、学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。 通学定期券等の支払いの場合は、「学校等の書面」は不要ですが、通学定期券の写しが必要です。	<input checked="" type="checkbox"/> はい(該当なし) <input type="checkbox"/> いいえ
(6)	「領収書等」または「明細書」の日付は、贈与資金の口座入金日以降のものですか。 ※教育資金贈与専用預金に贈与資金が入金される前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となります。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(7)	本預金からのお引き出し日は、「領収書等」または「明細書」の支払日より1年を過ぎていませんか。 ※「領収書等」または「明細書」を支払日の1年後の応答日を過ぎてご提出いただいた場合は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(8)	2019年7月1日以降に支払った費用で、本人が23歳となった翌日以降の、学校等に関連する費用以外（習い事等）の支払（領収書等）はありませんか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(9)	明細書を提出される場合、各々の支払金額は1万円(税込)以下ですか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(10)	「明細書」を提出される場合、今年1年間(1月1日から12月31日)に、以下のどちらかに該当する日がある場合は、該当するものの( )内に日付をご記入下さい。 教育資金贈与専用預金口座開設日( )、受贈者の30歳の誕生日( ) ※教育資金贈与専用預金口座開設日(教育資金管理契約の締結日)、受贈者の30歳の誕生日が年内にある場合、合計支払金額24万円(税込)以内の枠がその月数によって減額されます。	<input checked="" type="checkbox"/> はい(該当あり) <input type="checkbox"/> いいえ
(11)	「明細書」を提出される場合、今年1年間の合計支払金額の枠(以下、今年の枠)を右欄にお書きください。(上記(10)に該当しない場合は、24万円(税込)以内となります。) ※上記(10)で、はい(該当あり)とお答えいただいた方のみ、計算して下さい。 今年の枠 = <input type="text" value="2"/> ヲ月 × 2万円(税込)以内 (例1:教育資金贈与専用預金口座開設日 6月23日 7ヶ月となります。) (例2:受贈者の30歳の誕生日 10月15日 10ヶ月となります。)	今年の枠  <b>4</b>  万円(税込)以内

※(3)(4)は、学校等に対する支払いの場合で摘要(支払内容)の記載がない場合や、学校等以外に対する支払いの場合で支払先の住所(所在地)の記載がない場合は、当該項目に限り、預金者が補記し、署名・押印することで「はい」とご回答いただくことも可能です。

銀行使用欄

預金払戻請求書の摘要コード

- ・領収書払い 112学校等 113学校等以外
- ・少額(明細)払い 212学校等 213学校等以外

※「領収書等明細一覧」「少額教育資金支出支払明細書」をホッチキス止めしましたか(提出を受けたもののみ。両方の提出を受けた場合は両方をホッチキス止めます。)

(保存期間:当該契約が終了した日の属する年の翌年3月15日から6年を経過するまで)

店番	CMF	検印	係印
	口座番号		